

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日：令和4年 12 月 1日

事業所名：放課後デイゆりのき

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	限られたスペースの中で利用児が過ごしやすいようにスタッフが話し合っている。車いすが多い際は狭く感じることもあるが、テーブルの移動など工夫している。1日利用時は外での療育などでスペース確保。もう少しスペースが欲しい場合もある。	スタッフの人数が多いことも有り、狭い時もある。	コロナが終息したら、近隣の体育館を借りるなど、のびのびと活動できる日を作りたい。
	2 職員の適切な配置	できている。		
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	努力している。カーテン、パーテーション等の利用をしている。快適に過ごせる部屋作りを常に考えている。ホワイトボード、タイマー等の利用。できていると思いますが、まだ工夫できると思います。		
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	努力している。毎日の整理整頓、そうじ、消毒の実施。物の置き場(楽器・絵本)児が使いやすいを考えて環境を整えている。音が苦手な子と、大きな音をたてる子が同日利用の時は苦慮する。		
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	業務日報で情報を共有。カンファを充実させる。定期カンファレンスの実施や日々の情報交換は行えている。		
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	できていない。		
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	事業所内外での研修参加。コロナ禍なので映像による研修への参加。カンファで充実させる。ビデオ研修の実施。		手話講座を受講。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	定期的に保護者と面談し、個々のニーズや将来への見通しをもとに計画を作成している。スタッフ間でのミーティング、定期カンファなどで児の問題点や課題を明らかにし、取り組んでいる。		
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	6か月ごとのモニタリング実施、計画書の作成が出来ている。		児に変化がみられた時はその都度計画を見直す。保護者、学校等より聞き取りをする。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	出来ている。		
適切な支援の提供(続き)	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	計画に沿うよう努力している。利用日の児の様子を見ながら支援する。		
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	日々のミーティング及び職員全員参加のカンファレンスで活動内容を検討している。活動実施前に説明し全体に共有できている。		みんなが楽しく参加できる療育活動を日々探求している。
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	平日の過ごし方と休日の過ごし方を変えている。休日利用時は外出等を取り入れ、閉塞感がないようにしている。	いつも色々な遊び・活動を工夫していただき愛を感じます。元気な子どもたちとの交流が一番楽しい、貴重な時間です。バラエティに富んだ活動をされていると思います。	コロナ禍でも安心して活動できる場所を常に意識している。
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	日々検討している。担当制なので固定化することはない。その日の療育担当の先生が毎回工夫をこらして(季節の行事など入れて)実施している。		毎回利用する児が変わるので、その日その日、児個々に合わせた活動を考えられている。
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	ミーティングの実施。業務日誌の活用、申し送り時間の確保。		円滑に活動を進めるにあたり必要。
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	業務日報・ノートにて共有。上司への報告、業務日誌の記入など。業務日誌の記載、管理者への報告が出来ている。		支援終了後の振り返りはできないが、共有できる体制にしている。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
	10	日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	業務日報・ノートにて共有。業務日誌、申し送り、カンファレンスの活用。	
	11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	半年に一回モニタリングを実施し、計画の見直しをしている。モニタリング結果のスタッフ共有が生かされている。	コロナ化ではあるが、対面で行うことの必要性を感じている。
関係機関との連携	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へ参画	なかなか会議が開かれませんが、声がかかれば必ず出席するようにしている。	
	2	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	主治医からの指示書をいただいている。送迎時の申し送りにて情報共有。送迎時の学校との情報交換、訪問看護への申し送りなど出来ている。	地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施が最も難しいと感じている。
	3	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	かかりつけ医の把握 成長と共に主治医が変わっていく為、親との確認をしっかり行う。保護者を通して確認(てんかん発作時の緊急対応など)指示書あり。	
	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	情報の共有はなかなかできない。利用がはじまってから情報をいただける。	
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	出来ていない。卒後の進路の理解不足。	会議を通じて、卒後の事業所等について学んでいく。
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	必要な情報の共有を心がけている。	
	7	児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	現在の状況(コロナ禍)では難しい。	
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	同上	行事は開催できないが、地域住民に事業所の部屋を利用していただき、地域の中にある事業所であるということを理解して貰おう。
保護者への説明責・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	契約時に丁寧に説明を実施している。	
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	6か月ごとのモニタリング実施、計画書の作成時に説明。	
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	出来ていない。	ペアレント・トレーニングについて学ぶ必要がある。
	4	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	連絡帳や送迎時に情報を共有している。送迎時の申し送り、連絡ノートの活用、懇談会の実施など。努力している。	今後も円滑に行っていく。
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	分かりうる範囲で助言し、伝え方や言葉の選び方等配慮している。、	
	6	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	出来ていない。	
	7	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情があれば迅速に対応する。	苦情はないので、それが1番かと思う。
	8	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	文字におこしたり、ラインを活用する。ホワイトボードの活用。手話。	子どものことを1番に考えていただいて助かっています。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
	9	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	連絡帳、ラインの活用。	年3回程度、会報の発行をしたい。
	10	個人情報の取扱いに対する十分な対応	出来ている	研修の受講
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	それぞれのマニュアルは策定中。保護者への周知はできていない。	避難訓練の実施、職員に研修の受講を促す。
	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	年2回実施。DVDの鑑賞。水消火器を使用した訓練も実施。	具体的にイメージできるような訓練にしていく。
	3	虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	職員への周知、研修の実施。DVDでの研修実施。マニュアルを確認する。	研修の受講
	4	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	拘束対象児はいない。	身体拘束見についての研修受講。
	5	食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	一覧表にて共有。おやつへの配慮。(持参可)	
	6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	ノートにて共有している。	